## 再 評 価 書

事業名	広域農道整備事業		地区名	北勢南部 地区		室名	農山漁村室
	工期	55 年~18年			7,	4 6 2	百万円
事業概要			全体事業費				率:国:50 %
	(下段 H12		(下段 H12		県:35 %他:15 %)		
	再評価)	55 <b>年</b> ~14年	再評	価)	7,	4 0 0	百万円
		事業目	的及	7) レ	内 容		

当地域は、鈴鹿川の流域地帯で、鈴鹿山麓に広がる丘陵地や平野からなる社会的経済的にまとまりのある生活圏を形成している地域で、歴史的景観や自然環境にも恵まれ、産業面では自動車産業、液晶産業などの製造業を中心とした産業集積地域であるとともに農業においても花木類、茶など全国有数の生産地でもあります。

農業地帯は鈴鹿川、中ノ川流域に広がる広大な平坦水田地帯と鈴鹿川の北西部に広がる畑作台地に大別され、南部の水田地帯では米、麦等が、北西部の畑作台地では、 花木、茶を中心に畜産及び野菜の産地を形成しています。

これらの農産物の生産から流通に至るまでの過程を有機的・一体的に連携するため 広域営農団地として整備する中で、当地域で生産された農畜産物を効率的に市場に輸 送できる基幹となる道路(通称「フラワーロード」)18km(内農道区間12.6 km)を整備し、流通・輸送面での生産コストを低減するなど地域農業の安定と活性 化を図るものです。

## 事業主体の再評価結果

1 再評価を行った理由

再評価後、一定期間が経過し、なお継続中ですので三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。

2 事業の進捗状況と今後の見込み

昭和55年度に事業着手し、平成12年度に一度再評価を実施しています。 前回の再評価時には、東名阪道との跨道橋工事を日本道路公団に委託し平成1 4年度に完了の予定でしたが、その施工箇所で用地買収ができず、事業完了できませんでした。その後土地収用法手続き中の平成15年に買収契約締結に至り、 残る工事を施工しています。

これまで95%完了し残事業は5%となっています。

今後の残工事は東名阪自動車道の跨道橋工事とその前後取り付け区間の法面保護、舗装及び橋梁耐震化工事を残すのみとなっています。日本道路公団への委託工事となる跨道橋工事については、平成16年度に3カ年の計画で協定を締結し既に工事着手しています。その他の取り付け部工事、橋梁耐震化工事等も含め平成18年度に完了する見込みです。

- 3 事業を巡る社会経済状況の変化
  - (1)H12再評価からの全体計画の変更

平成17年度現在、全体事業費7,462百万円(62百万円増)となっています。

計画の変更内容は、次のとおりです。

前回の再評価以降に橋梁工事の耐震化のための追加工事が必要となりました。 (H17年度施工)

(2)周辺環境の変化

亀山地域に県のクリスタルバレー構想の核となるシャープ亀山工場の稼働を始め関連企業の進出がめざましく、その輸送路としても重要な道路と位置づけられています。

- 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等
- 4-1 費用対効果分析

S55年度事業採択時及び平成12年度に行いました費用対効果分析結果は、 それぞれ1.10、1.08でした。現時点での費用対効果分析結果は、1.62と なりました。

H12年度の再評価以降、現在価値算出のための社会的割引率の変更(5.5%から4.0%)と一般交通の経費節減効果の算定で乗用車についての労務費を計上しました。

4 - 2 地元の意向

全線完了により、国道1号線、名阪国道から京阪神方面へのアクセスがスムーズになることにより、輸送時間の短縮、生産コストの低減につながることへの期待が高まっています。

また、生活面、文化的な交流の促進につながること、特に亀山地域へのシャープ亀山工場の稼働を始めとする液晶関連企業の集積が進められており、その輸送路等としての活用面から早期事業完了への期待が高まっています。

- 5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性
- 5 1 コスト縮減

道路工事で発生した伐採木や根株をチップ化し利用することで、法面緑化材として再利用し、7,800千円(廃棄物としての処理費分)の縮減を図ります。

5 - 2 環境対策

現場での発生材(伐採木や根株)を、工事に活用することにより、廃棄物の縮減を図ります。

周辺猛禽類の状況を把握し、その営巣等に影響のない施工に努めています。

5 - 3 代替案 特になし

## 再評価の経緯

当事業は、平成12年度に答申された再評価審査委員会の意見に対する対応を次の 通り行っています。

1 農林水産省監修の「土地改良の経済効果」に基づき積算するとともに、必要な効果については国土交通省の「費用便益分析マニュアル」により算定しています。なお、便益根拠については費用対効果説明資料を添付しています。

## 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。